

制度情報

2015年5月の法令から

北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I 重要な法令のポイント解説

税収等の優遇政策に関連する事項に関する国務院の通知

(発令元) 国務院

(法令番号) 国発[2015]25号

(公布日) 2015年5月10日

(施行日) 2015年5月10日

1. 主な内容

(1) 国が統一して制定した税収等の優遇政策について、項目ごとに確実化する。(第1条)

(2) 各地区、各部門がすでに公布した優遇政策について、期限の定めがある場合には、規定の期限に従い執行する。期限の定めがない場合において、確実に調整の必要があるときは、地方政府及び関連部門がタイミングをはかり、かつ、安定を確保するという原則に従い過渡期を設定し、過渡期内に継続して執行する。(第2条)

(3) 各地方と企業がすでに締結している契約における優遇政策は、引き続き有効である。すでに実現した部分については、遡及しない。(第3条)

(4) 各地区、各部門が今後新たな優遇政策を制定・公布する場合には、すでに法律、行政法規に規定されている場合を除き、税収又は中央による承認を得て設定する非税収入にかかわるときは、国務院に報告して承認を得た後に執行しなければならない。それ以外については地方政府及び関連する部門が承認した後に執行し、その内、支出の手配については通常、企業が納付する税収又は非税収入と結び付けてはならない。(第4条)

2. 今後の注意点

『税収等の優遇政策にかかる整理及び規範化に関する国務院の通知』(国発[2014]62号) 所定の専門的整理業務については、今後別途手配された後に、実行する。(全5条)

企業の賃金給与及び従業員福利費等の支出の税引前控除の問題に関する国家税務総局の公告

(発令元) 国家税務総局

(法令番号) 国家税務総局公告 2015年第34号

(公布日) 2015年5月8日

(施行日) 2015年5月8日

1. 主な内容

(1) 企業の従業員賃金給与制度に組み入れられ、賃金給与と共に支給されることが定まっている福利性補助について、『企業賃金給与及び従業員福利費

の控除の問題に関する国家税務総局の通知』(国税函[2009]3号)第1条の規定に適合する場合には、企業に生ずる賃金給与支出とし、規定に従い税引前に控除することができる。(第1条)

(2) 企業が外部労務派遣従業員を受け入れたことにより生ずる実際費用については、二つの状況に分け、規定に従い税引前に控除しなければならない。協議(契約)の約定に従い直接に労務派遣会社に支払う費用については、労務費支出としなければならない。直接に従業員個人に支払う費用については、賃金給与支出及び従業員福利費支出としなければならない。その内、賃金給与支出に属する費用については、企業の賃金給与総額の基数として計算することを許可し、その他の各種関連費用の控除を計算する依拠とする。(第3条)

2. 今後の注意点

この公告は2014年度及び以後の年度の企業所得税の集計計算・清算納付に適用する。この公告の施行前に税務処理をしていない事項について、この公告の規定に適合する場合には、この公告に従い執行することができる。(全4条)

環境権利侵害責任紛争案件の審理の際の法律の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の解釈

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法积〔2015〕12号

(公布日) 2015年6月1日

(施行日) 2015年6月3日

1. 主な内容

(1) 環境汚染により損害をもたらす場合には、汚染者に過失があるか否かにかかわらず、汚染者は、権利侵害責任を負わなければならない。汚染者が汚染物質の排出が国又は地方の汚染物質排出基準に適合することを理由に責任を負わないことを主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。(第1条)

(2) 二つ以上の汚染者が共同で汚染行為を行い、損害をもたらす場合において、被権利侵害者が権利侵害責任法第8条の規定に基づき汚染者が連帯責任を負うよう申し立てるときは、人民法院は、これを支持しなければならない。(第2条)

(3) 二つ以上の汚染者が環境を汚染する場合には、汚染者が負担する責任の大小について、人民法院は、汚染物質の種類、排出量、危険性、汚染物質排出許可証の有無、汚染物質排出基準超過の有無、重点汚染物質排出総量コントロール指標超過の有無等の要素に基づき、これを確定する。(第4条)

(4) 汚染者が挙証して次に掲げる事由のいずれかを証明する場合には、人民法院は、その汚染行為と損害の間に因果関係がないことを認定しなければならない。排出された汚染物質が当該損害をもたらす可能性がないこと。排出された汚染物質が当該損害をもたらす可能性があるものの、当該損害発生地に到達していないこと。当該損害が汚染物質の排出前にすでに生じていたこと等。(第7条)

(5) 被権利侵害者が原状回復を申し立てる場合には、人民法院は、法により汚染者が環境修復責任を負うよう裁決し、また、これと同時に被告人が環境

修復義務を負わない場合に負担すべき環境修復費用を確定することができる。
(第 14 条)

2. 今後の注意点

被権利侵害者が訴訟を提起し、汚染者が侵害を停止し、妨害を排除し、危険を消去するよう申し立てる場合には、環境保護法第 66 条所定の時効期間 (3 年) による制限を受けない。(全 19 条)

II 法令運用上のケーススタディ解説

独占協議の認定に、市場シェアは考慮されない

1. 背景

A 社は、ディーラーと締結する供給契約の中で、ディーラーが最終ユーザーに販売する際には、A 社が制定する最低販売価格表 (毎年調整) を遵守することを約定しました (以下「A 社のやり方」という)。しかし、今年開催されたディーラー年度説明会の際に、新たに参加したディーラーが、A 社が上記最低販売価格を制限するやり方は、中国独占禁止法に違反する可能性があるのではないかと指摘をしました。A 社は、自社の市場シェアは 5% に満たず、ディーラーの最低販売価格を制限したとしても違法行為には該当しないだろうと考えました。ただ、念のため弁護士に相談することにしました。

2. 問題

A 社製品の市場シェアが比較的低いという状況において、A 社のやり方は、中国の独占禁止法違反と認定されないでしょうか？

3. 弁護士による分析及びリスクの確認

(1) 法律の規定

中国独占禁止法第 14 条には、「経営者が取引の相手方と次に掲げる独占協議を達成することを禁止する。……(2) 第三者に対し製品を転売する最低価格を限定するもの……」と規定されています。本条の規定は、A 社のやり方の適法性を判断する直接の依拠となります。

規定の内容から、経営者 (A 社) と取引の相手方 (ディーラー) が独占協議を達成しているか否かを認定する法的要件は一つのみであり、それは、最低販売価格の制限があるか否かであり、経営者の市場シェアは考慮されません。つまり、A 社の市場シェアの多寡にかかわらず、A 社のやり方は独占禁止法所定の違法行為の成立要件を具備しています。

(2) 実務

類似の独占禁止案件をご紹介します。メルセデス・ベンツが独占禁止法違反により 3.5 億元の罰金を科された件は、広く注目を集めました。ベンツの市場シェアについては、乗用車を「関連市場」とする場合、2014 年中国全土の乗用車販売台数は約 1970 万台、その内ベンツの乗用車販売台数は約 28.16 万台で、1.43% の市場シェアを占めるに過ぎません。しかし、江蘇省物価局が 2015 年 4 月に公布した処罰結果によると、ベンツと江蘇省のディーラーは E クラス、S クラス完成車及び一部部品の最低転売価格を制限する独占協議を締

結し、『独占禁止法』第14条に違反し、関連市場の競争を排除、制限し、消費者の利益を損ねたため、巨額の罰金を科されたのです。この際、市場シェアは考慮されませんでした。

4. 対策

弁護士による分析及びリスクの提示を経て、A社は、それまでのやり方に問題があったことを認識し、迅速に販売体制を調整し、ディーラーの最低販売価格への制限を取り止め、以後は「小売価格の提案」にとどめることとなりました。

ただし、確かにA社は販売体制を調整しましたが、それまで長年最低販売価格を制限していた事実には変わりはありません。多くの事例から、法律執行部門が従前の違法行為をも参考として処罰を実施していると窺えます。つまり、独占禁止法には過去の行為に遡及する効力があり、A社は依然として法律執行機関による調査を受ける可能性に直面しているのです。これに対し、弁護士は、A社がなるべく早く来るべき調査に備え、「手遅れ」にならないよう、有効な対策を講じておくようアドバイスしました。

5. 考察(留意点)

- (1) 中国の法律が日々複雑化していく中で、企業は往々にして、知らない間に、よく分からない内に、「予想外」に法律に違反する可能性があります。
- (2) 中国で業務を展開する際、法律に基づき慎重に適法性を確認する必要があるが、自身の主観のみにより問題がないと思い込み、適法性を軽視することは非常に危険であるといえます。
- (3) 不知による、「予想外」の違法行為を発見した場合には、速やかに調整をし、違法行為を中止し、将来のリスクを回避すると同時に、企業に不利な結果を招く可能性がある過去の事実についても、なるべく早く対策をし、損害を最小限に抑える必要があるといえます。